

平成29年10月10日

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：平成29年10月10日（火）
午後3時00分から午後4時00分

2、開催場所：高森町役場 第1. 2委員会室

3、出席委員

1番	矢津田 勇次	2番	岡本 房雄	3番	白石 博昭
4番	竹内 辰三	5番	古庄 謙一	6番	三森 一男
7番	田上 七十三	8番	松尾 治実	9番	宇藤 元志
10番	下田 安己	12番	林 淳一	13番	吉良山 友二
14番	山村 珠美				

4、欠席委員：11番 城井委員

5、議事日程

- 第1 議第28号 議事録署名委員の指名に関する件
第2 報告第10号 農地法第3条の3第1項の規定による届出
について【相続】
第3 報告第11号 農地法第18条の規定による小作解約に関
する件（合意解約）
第4 議第29号 農地法第3条第1項の規定による許可申請
に関する件
第5 議第30号 農地法第5条第1項の規定による許可申請
に関する件
第6 議題31号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の
規定による農地利用集積計画（案）の承認
に関する件
第7 議第32号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の
規定による農地利用集積計画（案）の承認
に関する件【中間管理】
第8 議第33号 農地中間管理事業の推進に関する法律第1
9条第3項の規定による農地利用配分計画
（案）の承認に関する件【中間管理】

6、農業委員会事務局職員

局長
係長
係

荒芹
今

牧口
村

久
孝
太

直
一

事務局長	<p>平成29年度第7回阿蘇郡高森町農業委員会を開会します。</p> <p>本日は高森町農業委員会委員14名のうち13名が出席しています。</p> <p>高森町農業委員会会議規則第6条の規定により、過半数を超えていますので、本日の総会が成立することを報告します。</p> <p>また、同規則第4条の規定により、会長が議長になるとされていますので、議事の進行をお願いしたいと思います。</p> <p>会長より挨拶をお願いします。</p>
議長	<p>第7回の農業委員会総会を始めます。議事に入ります。</p> <p>議第28号、議事録署名委員の指名に関する件。</p>
事務局	<p>議第28号、高森町農業委員会会議規則第13条第2項の規定による議事録署名委員に関する件。</p> <p>本委員会の決定に附する。</p> <p>平成29年10月10日提出、高森町農業委員会会長 宇藤元志。</p>
議長 (複数委員)	<p>議事録署名者です。いかがいたしましょうか。</p> <p>議長に一任。</p>
議長	<p>それでは、12番の林委員、13番の吉良山委員、よろしくお願ひします。</p> <p>「報告第10号」</p>
事務局	<p>農地法第3条の3第1項の規定による届出について【相続】。</p> <p>別紙のとおり本委員会に報告する。</p> <p>平成29年10月10日提出、高森町農業委員会会長 宇藤元志。</p>
議長	<p>相続案件です。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第10号、農地法第3条の3の規定による届出について。</p> <p>番号1、5ページ。補足資料は2ページ。</p> <p>相続人の住所は町外ですが、勤務地は高森で相続地は家庭菜園をしており、今後も適切に管理するものと思われます。</p>
議長 (複数委員)	<p>報告第10号につきまして、質問等ありませんか。</p> <p>異議なし。</p>
議長	<p>報告第10号について届出のとおりとします。</p> <p>「報告第11号」</p>
事務局	<p>農地法第18条の規定による小作解約に関する件。【合意解約】</p> <p>別紙のとおり本委員会に報告する。</p> <p>平成29年10月10日提出、高森町農業委員会会長 宇藤元志。</p>
議長	<p>報告第11号について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第11号、農地法第18条審議資料。</p> <p>番号1、7ページのとおり。資料は4ページのとおり。</p> <p>こちらは、中間管理機構を活用し、賃借をしていましたが、諸事情により、双方合意による解約をされました。</p>

議長 (複数委員)	報告第11号について、質問等ありませんか。 異議なし。
議長	なければ、報告第11号は、原案のとおり承認します。 「議第29号」
事務局	農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件。 別紙のとおり本委員会の決定に附する。 平成29年10月10日提出、高森町農業委員会会長 宇藤元志。
議長	議第29号、番号1について、担当10番、下田委員より説明をお願いします。
10番委員	議第29号、農地法第3条審議資料。 番号1は9ページのとおり、補足資料は6～7ページ。以上です。
議長	議第29号、番号1について、御質問等ありませんか。 この件は、中間管理機構をとおして貸借契約をしていたが、双方の合意で解約し、今回所有権移転売買ということになります。質問がなければ、承認してよいか。
(複数委員)	異議なし。
議長	番号1について、承認します。 議第29号、番号2、下田委員より説明をお願いします。
10番委員	議第29号、農地法第3条審議資料。 番号2番は資料10ページ、補足資料は8、9ページ。以上です。
議長	議第29号、番号2について、所有権移転（贈与）関係です。質問等ありませんか。
(複数委員)	異議なし。
議長	番号2について、承認してよいか。
(複数委員)	異議なし。
議長	番号2について、承認します。 議第29号、番号3、下田委員より説明をお願いします。
10番委員	説明します。議第29号、農地法第3条審議資料。 3番、資料は10ページと11ページ。補足資料は、10、11ページ。以上です。
議長	議第29号、番号3も、贈与の所有権移転です。御質問等ありませんか。
(複数委員)	異議なし。
議長	議第29号、番号3について、承認してよいか。
(複数委員)	異議なし。
議長	承認します。 議第29号、番号4、担当の竹内委員より説明をお願いします。
4番委員	議第29号、農地法第3条審議資料。 番号4、資料は12ページ。補足資料は12ページ、13ページ。

	以上です。
議 長	議第 29 号、番号 4 について、賃貸借権の設定です。親子間ですが、借受人は、新規就農事業のハウス施設で新規就農を果たすこととなります。その条件の中で自己所有の土地、借受等が条件となっているための貸借契約です。
	御質問等ありませんか。
(複数委員)	異議なし。
議 長	議第 29 号、番号 4 について、承認してよいか。
(複数委員)	異議なし。
議 長	番号 4 について、承認します。
	「議第 30 号」
事 務 局	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に関する件。 別紙のとおり本委員会の決定に附する。 平成 29 年 10 月 10 日提出、高森町農業委員会会長 宇藤元志。
議 長	議第 30 号、番号 1 について、2 番岡本委員より説明をお願いします。
2 番委員	議第 30 号、農地法第 5 条審議資料。 番号 1、内容は 14 ページのとおり。補足資料は 15、16 ページ。 以上です。
議 長	議第 30 号の番号 1 は、前回も申請がありましたが、申請漏れがあったということで追加の申請です。 議第 30 号の番号 1 について、質問等ありませんか。
(複数委員)	異議なし。
議 長	議第 30 号、番号 1 について、承認してよいか。
(複数委員)	異議なし。
議 長	承認します。
	「議第 31 号」
事 務 局	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画(案)の承認に関する件。 別紙のとおり本委員会の決定に附する。 平成 29 年 10 月 10 日提出、高森町農業委員会会長 宇藤元志。
議 長	議第 31 号番号 1 について、農地集積です。事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議第 31 号、農用地利用経営集積計画審議資料。 番号 1、16 ページのとおり。補足資料は、18 ページ、19 ページ。
議 長	議第 31 号、番号 1 について、質問等ありませんか。
(複数委員)	異議なし。
議 長	議第 31 号、番号 1 について、承認してよいか。

(複数委員) 異議なし。
議長 承認します。

「議第32号」

事務局 農業経営基盤強化促進法第18条第2項の規定による農地利用集積計画(案)の承認に関する件【中間管理】。
別紙のとおり本委員会の決定に附する。
平成29年10月10日提出、高森町農業委員会会長 宇藤元志。

議長 議第32号について、管理機構を通じた集積事業です。事務局より説明をお願いします。

事務局 利用権設定各筆明細(農地中間管理機構との貸借)。
番号1、18ページのとおり。資料は、20ページ、21ページのとおり。

議長 議第32号について、質問等ございませんか。

(複数委員) 異議なし。
議長 番号1について、承認します。

「議第33号」

事務局 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農地利用配分計画(案)の承認に関する件【中間管理】。
別紙のとおり本委員会の決定に附する。
平成29年10月10日提出、高森町農業委員会会長 宇藤元志。

議長 議第33号について、前号の議案に関連したものです。番号1について、質問等ありませんか。

(複数委員) 異議なし。
議長 議第33号について承認してよいか。

(複数委員) 異議なし。
議長 承認します。
以上をもちまして、議事の進行を終わらせていただきます。
以下余白